

## 訴訟・調停の申立て時に添付する郵便切手の額について

### 訴訟

郵券	被告の数				
	1人	2人	3人	4人	5人
500円	8枚	10枚	12枚	14枚	16枚
270円	3枚	4枚	5枚	5枚	5枚
110円	10枚	11枚	12枚	13枚	14枚
50円	2枚	2枚	4枚	4枚	4枚
20円	5枚	5枚	6枚	6枚	6枚
10円	5枚	5枚	7枚	7枚	7枚
計	6,160円	7,540円	9,060円	10,170円	11,280円

被告の数が6人以上の場合は、5人分の内訳に対し、  
被告が1人増すごとに、500円を2枚、110円を2枚、50円を2枚、20円を2枚、10円を2枚  
を加えてください。

### 調停（特定調停を除く）

郵券	相手方の数				
	1人	2人	3人	4人	5人
110円	5枚	7枚	9枚	11枚	13枚
50円	2枚	4枚	6枚	8枚	10枚
20円	1枚	2枚	3枚	4枚	5枚
計	670円	1,010円	1,350円	1,690円	2,030円

相手方が6人以上の場合は、1人増すごとに  
110円×2枚、50円×2枚、20円×1枚  
を加えて下さい。

### 特定調停

郵券	相手方1人の場合	
	申立人に 交付送達可	申立人に 交付送達不可
500円		2枚
110円	4枚	6枚
50円	2枚	3枚
20円	1枚	2枚
計	560円	1,850円

相手方が2人以上の場合は、1人増すごとに  
110円×2枚、50円×2枚、20円×1枚  
を加えてください。

申立書（訴状を含む）に添付された郵便切手は、主に、申立書の副本や期日呼出状、証拠書類の写し等の郵送に使用します。上記に関わらず、書類の重量等により、郵便切手の額を追加していただく場合があります。

### 岡山簡易裁判所

〒700-0807 岡山市北区南方1丁目8番42号  
電話 (086) 222-6870 (岡山簡裁受付係直通)

令和6年10月改訂